

納税証明等について

平成 26 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事業者登録規程」3. 四には、再生処理事業者としての登録を行えない事由の一つとして、「法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき」が挙げられています。

当協会では、平成 26 年度再生処理事業者登録申請より、納税証明書等に係る書類審査等の運用基準を厳格化しております。平成 27 年度の登録申請における事業者区分に応じた書類審査の対象は、下表のとおりです。事業者区分に応じて、全て正本のご提出をお願いいたします。

| 事業者区分 | 債務超過でない場合に必要となる証明書類 | 債務超過の場合に必要な証明書類 |
|--------------------------|--|--|
| 平成 26 年度の登録事業者（既存の登録事業者） | 直前年度分 ①法人税または所得税 ②消費税及び地方消費税 に係る証明書類 | (1) 3 か年分（設立 3 年を経過していない場合は設立後のもの） ①法人税または所得税 ②消費税及び地方消費税 ③法人事業税または個人事業税 ④法人都道府県民税または個人都道府県民税 ⑤固定資産税 に係る証明書類 (2) 2 か年分（設立 2 年を経過していない場合は設立後のもの） ⑥社会保険料納入証明書 ⑦労働保険料等納入証明書 に係る証明書類 |
| 新規登録申請事業者 | (1) 3 か年分（設立 3 年を経過していない場合は設立後のもの） ①法人税または所得税 ②消費税及び地方消費税 ③法人事業税または個人事業税 ④法人都道府県民税または個人都道府県民税 ⑤固定資産税 に係る証明書類 (2) 2 か年分（設立 2 年を経過していない場合は設立後のもの） ⑥社会保険料納入証明書 ⑦労働保険料等納入証明書 に係る証明書類 | |

表中の各証明書類には、様式 9 の「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」を添付の上、代表者印を押印した上でご提出をお願いいたします。

納税証明書・保険料納入証明書等についての取得方法

| 税目・保険料 | 区分 | 税・保険料の内容 | 納税証明書・保険料納入証明書等についての取得方法 |
|-------------------|---|---|---|
| 法人税・所得税 | 国税 | 法人等の事業年度における利益に課税される | 税務署宛の納税交付請求書の「その1」の中の「法人税」「申告所得税」「消費税及び地方消費税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。 |
| 消費税・地方消費税 | 国税・地方税 | 間接税であり、国にいったん納税後、国から地方消費税相当分が地方公共団体に交付される | |
| 法人事業税・個人事業税 | 地方税 ※地方税は、登録施設所在地に係る納税証明書を提出願います。 | 法人・個人の行う事業の利益に対して、事業の所在地の都道府県が課す税金 | 都道府県税事務所宛の納税証明申告書の「法人事業税」・「個人事業税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。 |
| 法人都道府県民税・個人都道府県民税 | | 法人の存在する事業所に対して都道府県が課税する税金(個人の場合には市町村税と併せて課税される) | 都道府県税事務所宛の納税証明申告書の「法人都道府県民税」(法人市民税は除く)を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。 |
| 固定資産税 | | 土地建物については市町村が課税、土地以外の有形固定資産(償却資産)について、一定額を超える場合は市町村を包括する都道府県が課税 | 都道府県・市町村税事務所宛の納税証明申告書の「固定資産税(土地家屋)：市町村税務署宛」、「固定資産税(償却資産)：都道府県税事務所宛」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。 |
| 社会保険料 | 保険料 ※原則として、保険料は、登録施設所在地に係る納入証明書等を提出願います。 | 日本年金機構が管理運営する健康保険料や厚生年金保険料等 | 日本年金機構の各年金事務所長の発行する社会保険料納入確認書(「各月の納入額内訳」でなく、「未納の有無」を確認する証明書)を提出願います。なお、一括適用事業所の場合には、厚労省年金局の発行する社会保険料納入証明書を発行願います。 |
| 労働保険料 | | 厚生労働省が管理運営する労災保険と雇用保険の双方に係る保険料 | 都道府県の労働局長が発行する労働保険料納入証明書を提出願います。 |

注) 地方税については、地方公共団体によって納税証明書の様式が異なる場合があります。詳しくは所轄の都道府県・市町村の税事務所にお尋ねください。